

尖閣諸島領海侵犯事件の不起訴処分に抗議し、 万全の領域警備を求める意見書

昨年9月に発生した尖閣諸島領海侵犯事件について、那覇地検は1月21日、海上保安庁艦船に衝突した中国船船長を不起訴（起訴猶予）処分とした。重大かつ悪質な事件であるにも関わらず、不起訴処分としたことは、今後、同様の事件が発生した際の前例を残すこととなり、到底この措置に納得することはできず、嚴重に抗議する。

昨年の事件はわが国の領域警備に対する国民の信頼を大きく損なわせている。わが国は、四方を海に囲まれ世界第6位の排他的経済水域を誇っている。豊かな海と6,852からなる島嶼の安全確保は、わが国にとって死活的に重要な国益である。

よって、国会及び政府にあっては、昨年の尖閣諸島領海侵犯事件を風化させないためにも、わが国の領土・主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にし、領域警備に関する必要な法整備を速やかに講じるとともに、領域警備に対する国民の信頼回復に努めるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月16日

堺市議会

衆議院議長	—
参議院議長	—
内閣総理大臣	—
総務大臣	—
法務大臣	—各宛
外務大臣	—
国土交通大臣	—
防衛大臣	—
内閣官房長官	—
内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策)	—